

INFORMATION

市役所からのお知らせ



1 緑の大敵「アメシロ」退治はお早めに！

緑を食い荒らす「アメシロヒトリ」が現れる時期がやってきました。葉の裏にアメシロの巣網や幼虫を発見したら、枝を切り落としたり、薬剤を散布して早めに防除しましょう。

市では、4月14日(月)から10月24日(金)までアメリカシロヒトリ防除対策室を開設します。地域や町内会で共同防除を行う際に、薬剤付きの動力噴霧機を無料でお貸しします。また、高枝切りばさみは、土崎支所、新屋支所のほか、各地域センターでも貸し出ししています。なお、貸出・返却日は平日に限ります。台数に限りがありますので、事前に電話でご確認ください。

問い合わせ アメリカシロヒトリ防除対策室 大町分室 ☎(823)3061
公園課公園施設管理センター内 ☎(866)2445

2 農業用水路に水が入ります！事故にご注意を！

春の農作業の開始に伴い、4月下旬から農業用水路に水が流入するため、水路の水かさが増えます。水路のそばを通る際は、水路に落ちないように、特に小さなお子さんにはご注意ください。

3 ホームヘルパーを派遣します

市では、精神障害があることで、日常生活を営むのに支障があるかたのご家庭にホームヘルパーを派遣し、家事援助などのサービスを行っています。

対象 精神障害者保健福祉手帳を持っているかた、または精神障害を支給事由とする年金の給付を受けているかた

内容 家事に関すること：調理、生活必需品の買い物、掃除、洗濯など

身体に関すること：通院や交通、公共機関の利用の付き添いなど。このほか相談や助言なども行います

自己負担 1時間0円～90円(自己負担額は生計中心者の前年度の所得税額によって、6段階に分かれています)

相談・問い合わせ 健康管理課精神保健担当 ☎(883)1180

4 文化選奨の候補者を推薦してください

芸術・学術の分野で活発な創作活動を行い、優秀な作品を発表するなど、

5 電話加入権の公売

公売に参加されるかたは、印鑑と買い受け代金をお持ちください。代理人の場合は委任状が必要です。最低公売価格は、3万円消費税別です。

とき/4月28日(月)午後1時～

ところ/市役所2階の正庁

問い合わせ 納税課納税担当 ☎(866)2058

6 小・中学生のツ反・BCG接種が廃止されました

4月から小・中学生に対するツベルクリン反応検査、BCGの再接種が廃止になりました。生後3か月から4歳までのお子さんには従来通り行います。乳幼児は結核に対する抵抗力が弱いので忘れずに受けましょう。乳幼児

防災道具の贈呈式



新屋豊町の防災組織に助成

(財)自治総合センターから、宝くじの収益を地域の自主防災組織の育成、強化などのために役立ててほしいと、新屋豊町町内会自主防災隊に30万円の助成がありました。新屋豊町地区には、テントや拡声器、消火器、救急医療セットなどが配備され、地域の防災能力向上にたいへん役立っています。

お子さんの急病は 夜間休日応急診療所 ☎(832)3333 ☎(835)2222

診療科目が、4月から下記のように変わりました。夜間の内科、休日の外科の診療は3月末で終了しました。

夜間(毎日)	
診療時間	午後7時30分～10時30分
診療科目	小児科・耳鼻咽喉科
休日(日・祝日、12/31～1/3)	
診療時間	午前9時30分～午後3時30分
診療科目	小児科・内科



医師の指示なしで除細動が可能に 救命処置の時間短縮



除細動処置の訓練

心臓の止まった患者に対し、救急救命士が除細動を行う場合は、医師の指示を受けなければなりませんでしたが、4月1日から救急救命士の教育指導体制などが充実している地域に限り、一定の手順に基づけば、医師の指示がなくても迅速に除細動を行うことができるようになりました。これにより、救命処置に約2分間の時間短縮が見込まれます。秋田市も該当地域となりますので、救急現場でのご理解をお願いします。

もちろん、命を救うためにはみなさんのいち早い応急手当が重要となります。今後も、ぜひ救命講習会などを受講し、応急手当の方法を覚え、救急活動にご協力ください。

除細動...患者の心臓に電気ショックをあたえ、不規則な拍動を正常に戻すこと。突然死の原因といわれる致死性不整脈の治療に効果的とされます。

問い合わせ 消防本部救急課 ☎(823)4019

合併処理浄化槽の設置に37万5千円を補助

市では、合併処理浄化槽を設置するかたに対し、浄化槽の大きさにかかわらず一律37万5千円を補助しています。補助制度の詳細な内容を書いたパンフレットを環境部でさしあげます。どうぞご利用ください。

対象地域 下水道認可区域外で農業集落排水事業の具体的な整備計画のない地域

対象となるかた 自分で居住しようとする住宅(店舗併用住宅も含む)に合併処理浄化槽を設置するかた

浄化槽をご使用のかたへ

浄化槽をご使用のかたは、法律で毎年1回「指定検査機関の行う水質に関する検査」を受けなければなりません。浄化槽の処理機能が十分に発揮されているかどうかを確認する重要な検査です。

また、公共下水道への接続などにより浄化槽を廃止した場合は、「浄化槽使用廃止届出書」を忘れずに提出してください。

秋田県知事指定検査機関
(財)秋田県総合保健事業団 ☎(845)9293

問い合わせ 環境部向浜事業所 ☎(865)1107

